


評価公表日：2024年2月29日

評価対象	評価符号
<p>みずほ証券</p> <p>【会社概要】 日本の三大金融グループの一角を占めるみずほフィナンシャルグループの中核証券会社。</p>	

【評価維持】

みずほフィナンシャルグループ一体で、経営層がリーダーシップを発揮するほか社内でのコミュニケーションの円滑化や社員のエンゲージメントにも配慮しFDを推進している。コンサルティングを重視し、各種ツールの整備やその活用にも注力している点などを評価し、「S+」とした。これまでの優れた取組みを徹底、強化していく中で、その結果として、顧客損益が高位で安定した状態で推移することを期待したい。

評価のポイント

- 顧客本位の業務運営に係る方針等の策定・公表等

経営層の十分な関与の下、顧客本位の業務運営（Fiduciary Duty：FD）に関する専任部署や会議体を設置し、みずほフィナンシャルグループの各社が連携して着実にFDを推進している。営業活動やそれを支える取組みがFDを強く意識して軸に展開されており、また、そうした取組みを顧客に正確に伝えることにも注力している。
- 顧客の最善の利益の追求

ロールプレイングなどの機会を多く設けて各種ツールを活用した提案スキルの向上に努めている。営業員のスキルを見える化するほか、シニア顧客への対応力を高めている。顧客アンケートを多面化するほか、従業員意識調査などを通じてFDの定着の確認が的確に行われている。
- 金融商品の販売方針策定及び販売、レビュー

「グローバル・エクイティ戦略」に加えて各種ツールを活用したポートフォリオ提案を推進している。ポートフォリオ提案の浸透などによって顧客損益比率などの実績面がより優れたものとなることが期待される。一時払保険の契約件数は外貨建が円建の2倍程度で推移している。重要情報シートの改定など、顧客への分かりやすい情報提供に努めている。

4. 金融商品の選定・モニタリング

販売会社独自としては最大規模のメンバーを擁するファンドプロダクト部がグループ全体の商品評価とモニタリングを担当している。モニタリングの結果によっては運用会社に対して改善に向けた各種の働きかけをするなど、より積極的な取組みを行っている。

5. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

営業店総合表彰では、各評価項目のウェイトを非公開にしたほか、収益項目を廃止するなど、思い切った変更を行ったことを評価するとともに今後の運用を注視したい。FD の観点から優れている営業員を「クライアントファースト マイスター」に認定し、その FD 実践における具体的な意識や行動をロールモデルとして社内外に積極的に伝えている。

「R&I 顧客本位の金融販売会社評価」について

銀行、証券会社などが、投資信託等を販売する会社が「いかに顧客本位の金融商品販売を行っているか」、その取組方針や取組状況を依頼に基づき、中立的な第三者の立場から評価します。資産形成のコアとなる投信・ファンドラップ販売に関する評価を主軸としますが、他のリスク性金融商品も含め顧客のライフプランに相応しい金融商品を適切に提案・販売をしているかを評価します。資産形成に取組む個人の方が販売会社を選ぶ際に、この評価を参考指標として利用することを想定しています。

評価符号とその定義は以下の通りです。

符号	定義
SSS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十二分に行われている。
SS	顧客の最善の利益を図るための取組みが十分に行われており、非常に多くの優れた要素がある。
S	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、多くの優れた要素がある。
A	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われており、優れた要素がある。
B	顧客の最善の利益を図るための取組みが行われているが、改善すべき要素がある。
C	顧客の最善の利益を図るための取組みが不十分であり、改善すべき要素が多い。

(注) 評価符号が「SS」以上の場合には、販売実績や顧客損益など客観的な指標を重視します。「SS」、「S」、「A」については、上位評価に近いものにプラスの表示をし、それぞれ「SS+」、「S+」、「A+」と表示することがあります。プラスも符号の一部です。

R&I 顧客本位の金融販売会社評価は、投信販売業務を行う金融事業者の「顧客本位の業務運営」に関する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。十分信頼できると判断される情報源からの情報に基づき評価を実施していますが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。この評価情報の利用によって何らかの損害が発生した場合、その原因がいかなるものであれ、R&I は一切の責任を負わないものとします。R&I 顧客本位の金融販売会社評価は R&I 投信定性評価・定量評価レーティングとはそれぞれ独立のものであり、互いの評価に影響を与えないものではありません。R&I 顧客本位の金融販売会社評価の業務は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定されるその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置が法令上要請されています。

